

政令第五十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成三十二年三月三十日とする。